議題3 「(仮称)横須賀市新環境基本計画」における「環境教育・環境学習」の考え方について

本日議論していただくこと

前回の当会議で「(仮称) 横須賀市新環境基本計画(以下、「新計画」という。)」の策定にあたっては、現行「環境教育・環境学習マスタープラン(以下、「マスタープラン」という。)」を新計画へ統合し、新計画の基本目標の1つとして新たに『環境教育・環境学習』を掲げること、また、環境教育・環境学習の現状と課題の整理や統合の方法・視点などの考えを説明させていただきました。

本日は、新計画における「環境教育・環境学習」の骨子案について10月23日(金)に開催した第68回環境審議会の資料をもとに、マスタープランの4つの基本方針の新計画への落とし込みや課題に対応した新たな「施策の方向」についてご意見をいただきたいと考えています。

1 環境教育・環境学習の課題と現状把握

(第31回環境教育・環境学習ネットワーク会議資料抜粋)

国(環境省)では、環境教育・環境学習の課題と現状把握について、以下のように示しています。

- (1) 環境教育・ESD (持続可能な開発のための教育) の役割
 - ①持続可能な社会の構築を目指して、環境と社会、経済、文化等とのつながりについて理解を 深める学習
 - ②環境教育・ESD=SDGs (持続可能な開発目標) という目標の達成に向けた人づくりのための教育
- (2) 環境教育等促進法における基本方針の変更(平成30年6月26日閣議決定)
 - ①変更の主なポイント
 - ア 体験活動の捉え直し
 - ・体験の内容 ⇒自然体験、社会体験、生活体験
 - ・学びのプロセス⇒感性を働かせ (インプット)、その中から見いだした意味や価値を 他者に表現する (アウトプット)
 - ・体験の効果 ⇒これまでになかった気づきや感動、自尊感情や創造力の向上等
 - イ 体験の機会の場の活用

地域や民間企業が取り組む「体験の機会の場」を「地域や国を超えた交流の拠点として位置付けて、人の交流促進、成長につながる学びの提供、地域や企業の魅力の再認識を通じて、持続可能な社会づくりにつなげていく。

(3) 環境教育等を取り巻く現状

小・中学校の新学習指導要領の前文に「持続可能な社会の創り手」の育成が明記されている ことから、これらを踏まえつつ、環境教育・環境学習については、市域の自然的・社会的条件 に応じた環境教育促進法に基づく行動計画として新計画に位置付けていきたい。

2 新計画における「環境教育・環境学習」の課題の整理

(第68回環境審議会資料抜粋)

環境教育・環境学習の推進

①環境教育の充実

環境保全に取り組むには、市民ひとりひとりが環境への興味・関心を持つことによる 環境に対する意識の向上が必要不可欠であり、特に将来を担う子どもたちへの環境意識 醸成の機会や場を提供していくことが必要です。

今後は、更に環境教育・環境学習を進めていくために、主体的な参加意欲を育むための体験型学習の推進や国の「ESD推進の手引」の改訂を踏まえた ESD 環境教育に関する内容の更新などを検討する必要があります。

②環境基本計画における位置付け

本市では、これまで平成19年度に策定した「環境教育・環境学習マスタープラン」に基づき、子どもたちを対象とした自然観察会や体験事業など様々な事業を展開してきましたが、新環境基本計画の基本目標としてしっかり位置付け、市民・事業者・学校・地域が連携・協力しながら、更に環境教育・環境学習を推進していくことが必要です。

*『環境教育・環境学習マスタープラン』は、「市民」「市民活動団体」「事業者」「学校」「地域」を"主体"としています。

3 骨子(案)

(1) 新計画における体系(案)について

第68回環境審議会において、新計画の体系(案)について検討しました。

(第68回環境審議会資料参照 別紙)

(2) 現行計画の「環境教育・環境学習」の体系

現行計画の体系

【基本目標5】 「市民、事業者、市の協働により、環境的側面、経済的側面、社会的側面 の統合をはかります」

施策の分野

(1) 環境教育・環境学習の推進

施策の項目

- ①環境教育・環境学習の推進のための体制づくり
- ②環境教育・環境学習の機会の充実

施策の方向(重点施策のみ記載)

- ①環境教育・環境学習の推進のための体制づくり
 - ・環境教育・環境学習の拠点となる施設・設備を整備・活用します。
 - ・環境教育に係る指導者の登用及び活用の拡大を進めます。
 - 環境教育に係る人材育成のための制度を検討します。
 - ・市民、事業者、市の連携および協働による環境教育・環境学習の 取り組みの実践を推進します。
- ②環境教育・環境学習の機会の充実
 - ・環境教育・環境学習に関する各種学習会、イベントなどを市が 主催し、開催します。
 - ・環境学習プログラムの活用を促します。

現行マスタープランの体系

【基本目標】 環境教育・環境学習の場を確保し、地球環境、地球環境にやさしい人づく りを進めます

<u>基本方針</u>

- 1 環境にやさしい社会を推進する人の育成と活用の促進「人づくり」 《環境基本計画に基づく具体的な取り組み》 マスタープラン見直し版 P.15 参照
- 2 環境に関する取り組みの機会と場の充実「機会づくり・場づくり」 《環境基本計画に基づく具体的な取り組み》 マスタープラン見直し版 P.16 参照
- 3 環境に関する情報の提供と啓発活動の推進「情報提供・普及啓発」 《環境基本計画に基づく具体的な取り組み》 マスタープラン見直し版 P. 17 参照
- 4 各主体間の連携・協働の促進「連携・協働」 《環境基本計画に基づく具体的な取り組み》 マスタープラン見直し版 P.18 参照

(3) 新計画の「環境教育・環境学習」の体系(たたき台)

新計画の体系

【基本目標5】

環境教育・環境学習の場を確保し、地球環境、地域環境にやさしい人づくりを進めるまち

環境教育及び環境学習として、誰もが参加・利用できる機会づくり・場づくりを推進するとともに、積極的に情報提供・普及啓発を行うことで環境への関心や知識を高める。さらに、自ら行動する人づくりと連携・協働を推進し、各主体が一体となって環境保全に取り組む土壌を形成する。

施策の柱 環境教育・環境学習の推進

施策の方向(例)

考え方と例

新たな環境課題や市の施策を反映

- ・ESD (持続可能な開発のための教育)
- 体験の機会の場の活用
- ・海洋都市 横須賀(海洋プラスチックごみ関連)

現行計画の施策の項目から引用

- ・環境教育・環境学習の推進のための体制づくり
- ・環境教育・環境学習の機会の充実

マスタープランの基本方針から引用

- ・環境に興味・関心を持ち、自らが行動する「人づくり」を進めます
- ・あらゆる人が参加・利用できる「機会づくり・場づくり」を進めます
- ・環境を知ることのできる「情報提供・普及啓発」を進めます
- ・実践するための各主体間の「連携・協働」を進めます